

医学部学生の臨床実習についてのお願い

岐阜県立多治見病院
臨床研修センター

よい医師になるためには、講義だけでなく、診療チームの一員として実際の患者さんを診療し学ぶこと（臨床実習）が必要です。当院では、臨床実習を開始する前に修得すべき知識と技能を評価する「共用試験」に合格した医学生が、医師の監督のもと臨床実習を行っています。医学生が医師となるために必要な知識と技能を習得できますように、ご協力とご理解をお願いします。

1. 医学生が行う医行為について

別紙『臨床実習で臨床実習生が行う医行為の範囲』に示しますが、実際に学生が医行為を行うかどうかは、指導医が臨床実習生の習熟度をもとに判断します。実施する場合は、指導医（担当医）の監督の下で安全に十分留意して行います。

2. 医療事故等への対応

臨床実習に関連して患者さんの健康ないしプライバシーを損なうような事象が発生した場合は、指導医（担当医）または病院長の責任で適切に対処いたします。

3. 拒否できる権利

臨床実習へのご協力は任意です。一旦同意された後でもその同意を解消することができますので、指導医（担当医）にお伝えください。その後の診療等を含め一切不利益を被ることはありません。

『臨床実習で臨床実習生が行う医行為の範囲』

A. 基本的な問診と記録

- 診療録（カルテ）の閲覧と仮記載、医療的な面接、認知機能などの評価 など

B. 診察に関する基本的な手技

- 血圧測定や聴診や触診といった基本的な診察
- 耳鏡・鼻鏡・眼底鏡、直腸鏡・肛門鏡などを用いた診察、直腸と前立腺の触診
- 標準的な感染予防策の実施や個人防護具の装着など
- 清潔処置の準備や介助など
- 治療（手術を含む）や検査（内視鏡・カテーテル検査など）の手洗い・ガウン装着

C. 基本的な臨床検査の判定や実施

- 尿検査の実施と判断（妊娠反応検査を含む）
- グラム染色など微生物学的検査、コロナ・インフルエンザウイルスなど病原体検査の実施
- 簡易的な超音波検査、簡易血糖測定、12誘導心電図の記録 など

D. 治療や検査に関連する基本的な処置や介助

- 治療（手術を含む）や検査（内視鏡・カテーテル検査など）における医師の介助
- 基本的な創部処置（縫合・抜糸、創部の消毒・ガーゼ交換など）
- 静脈採血、臍径部（足の付け根部分）からの動脈採血
- 皮下注射・皮内注射・筋肉注射・静脈内注射・末梢点滴ルート確保
- チューブを用いた気道内吸引、ネブライザー吸入の介助
- 胃管の挿入および抜去、尿道カテーテル挿入および抜去
- ギプス巻き
- 浣腸

*患者さんへの影響が軽微な行為はここに含まれなくても臨床実習生が参加や実施をさせて頂く場合があります。

E. 産婦人科診療・乳房診察は、それぞれ産婦人科・乳腺外科に限って、実習生が見学したり参加したりする場合があります。いずれも実施の前には指導医師から改めてご説明させていただきます。